

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

現行	改正案	改正理由												
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 雑則(第10条・第11条)</p> <p>附則</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(1)定義</p> <p>(表は省略)</p> <p>(2)分任出納役</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 雑則(第10条・第11条)</p> <p>附則</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(1)定義</p> <p>(表は省略)</p> <p>(2)分任出納役</p>													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 730 286 946">分任出納役として指定する役職</td> <td data-bbox="286 730 1010 946">事務の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 946 286 1118">府中地区事務部事務長</td> <td data-bbox="286 946 1010 1118">農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む。)における収入金の収納事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1118 286 1334">小金井地区事務部事務長</td> <td data-bbox="286 1118 1010 1334">工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金の収納事務</td> </tr> </table>	分任出納役として指定する役職	事務の範囲	府中地区事務部事務長	農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む。)における収入金の収納事務	小金井地区事務部事務長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金の収納事務	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 730 1182 946">分任出納役として指定する役職</td> <td data-bbox="1182 730 1906 946">事務の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 946 1182 1118">府中地区事務部会計室長</td> <td data-bbox="1182 946 1906 1118">農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む。)における収入金に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1118 1182 1334">小金井地区事務部会計室長</td> <td data-bbox="1182 1118 1906 1334">工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金及び支出金に関する事務</td> </tr> </table>	分任出納役として指定する役職	事務の範囲	府中地区事務部会計室長	農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む。)における収入金に関する事務	小金井地区事務部会計室長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金及び支出金に関する事務	
分任出納役として指定する役職	事務の範囲													
府中地区事務部事務長	農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む。)における収入金の収納事務													
小金井地区事務部事務長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金の収納事務													
分任出納役として指定する役職	事務の範囲													
府中地区事務部会計室長	農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を含む。)における収入金に関する事務													
小金井地区事務部会計室長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金及び支出金に関する事務													

(3) 出納役所属出納員

部課	出納員として指定する役職	事務の範囲
研究国際部学術情報課	研究国際部学術情報課 総務係長	府中図書館における <u>収入金</u> の収納事務
	研究国際部 学術情報課長	

(4) 分任出納役所属出納員

分任出納役	出納員として指定する役職	事務の範囲
府中地区 事務部事 務長	府中地区事務部農学部附属 動物医療センター事務室総 務係長	農学部附属動物医療セン ターにおける <u>収入金</u> の収 納事務
	府中地区事務部会計室 会計係長	
	府中地区事務部 FSセンター業務係長	FSセンターにおける <u>収入 金</u> の収納事務
	府中地区事務部 FSセンター総務係長	

(3) 出納役所属出納員

部課	出納員として指定する役職	事務の範囲
研究国際部学術情報課	研究国際部学術情報課 総務係長	府中図書館における <u>収入金</u> に関する事務
	研究国際部 学術情報課長	

(4) 分任出納役所属出納員

分任出納役	出納員として指定する役職	事務の範囲
府中地区事 務部会計室 長	府中地区事務部農学部附 属動物医療センター事務 室総務係長	農学部附属動物医療セン ターにおける <u>収入金</u> に関 する事務
	府中地区事務部会計室 会計係長	
	府中地区事務部 FSセンター業務係長	FSセンターにおける <u>収入 金</u> に関する事務
	府中地区事務部 FSセンター総務係長	

別表第3(第4条関係)

代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	会計機関として指定する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
出納命令役			(省略)
契約担当役	学長		(省略)
		財務部経理調達課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部経理調達課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
			(省略)
	財務部施設整備課長		契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部施設整備課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。

別表第3(第4条関係)

代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	会計機関として指定する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
出納命令役			(省略)
契約担当役	学長		(省略)
		財務部経理調達課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部経理調達課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の <u>変更額を含む。</u>)が500万円を超えるものを除く。
			(省略)
	財務部施設整備課長		契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部施設整備課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の <u>変更額を含む。</u>)が500万円を超えるものを除く。

	研究国際部 学術情報課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。		研究国際部 学術情報課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。	
		(省略)			(省略)	
	府中地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、府中地区における上記以外の事務(FSセンターに属する生産物の売払に係る事務を含む。)ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。		府中地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、府中地区における上記以外の事務(FSセンターに属する生産物の売払に係る事務を含む。)ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。	
	小金井地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、小金井地区における上記以外の事務。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。		小金井地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、小金井地区における上記以外の事務。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。	
財産管理役		(省略)	財産管理役		(省略)	

附 則 (規程第60号)

この規程は、平成27年9月7日から施行する。